

「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の期限延長を求める意見書

「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」は、原子力による発電が、我が国の電気の安定供給に欠くことのできないものであることに鑑み、原子力発電施設等の周辺の地域について、地域の防災に配慮しつつ、生活環境や産業基盤等の総合的かつ広域的な整備に必要な特別措置を講ずること等により、原子力発電施設等の周辺の地域の振興を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的として制定されたものであり、これまでその目的に大きく寄与してきたところである。

平成12年12月に公布され、平成13年4月に施行されたこの法律は10年間の時限立法であり、平成23年3月末をもって失効することとなっているが、この法律に基づき国において決定された振興計画の事業は、未だ達成されていない状況にあり、今後、引き続き事業の進捗を図る必要がある。

もとより、原子力発電所の立地は、国のエネルギー政策の一環として行われているものであり、原子力発電所が電気の安定供給という観点から、国民経済の発展や国民生活の安定に大きく寄与することを考えると、原子力発電所の立地・運転にあたっては、「安全・安心」はもとより、原子力発電所立地地域の持続的な発展が必要不可欠であり、今後、新たな事業の実施の必要性も迫られている。

よって、国におかれては、法律の期限延長について措置するとともに、原子力発電施設等立地地域の指定にあたっては、市町村合併等を考慮した地域の実情に応じ弾力的な運用を図るとともに、補助率の嵩上げ率の引き上げや特例措置の適用対象事業の拡大など、地域の特色に合った地域振興が図られるよう必要な措置を講ぜられることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月5日

島根県議会

緊急的な米需給調整対策にかかる意見書

政府の需要見通しを上回る米消費の減少や、平成20年産米の大量持越しの影響により、21年産のJA集荷米については約30万トン程度持ち越される見通しが示されている。こうした状況を背景に、現在の価格は平成21年秋から1,000円/60kg近く下落する等、22年産米の需給と価格への影響が懸念される。

さらに、22年産米は、全国的には過剰作付けが約1万ヘクタール解消されたものの、未だ約4万ヘクタールと見込まれていることや、作柄が平年作基調で推移していること、米の消費減や21年産米の持越し在庫などと合わせ、需給ギャップの拡大が生じかねない状況である。

このような厳しい販売環境を踏まえ、22年産米概算金水準は全国平均で前年産対比2,000円/60kg程度の引き下げが決定されており、当県においてもコシヒカリ1等米で前年産対比2,100円/60kgの引き下げとなった。

加えて、記録的な猛暑による高温障害の影響で、平坦地を中心にコシヒカリの1等米比率の落ち込みが顕著に表れており、米生産農家は、概算金水準の低下、等級低下による二重の収入減に陥っている。

こうした状況を放置すれば、当県に限らず、平成22年産米の全国的な価格下落とその固定化、それに伴う所得の減少への危惧、さらには平成23年産米以降の生産数量目標の削減拡大など、国内の米生産農家は、今後の営農継続への不安や戸別所得補償制度に対する不信感を抱きかねない。

かかる危機的な状況を改善し、米生産農家が安心して経営を展望できるよう、国において緊急的な需給調整対策を早急に実施するよう強く要望する。

記

1 22年産米の適正な需給・価格環境の整備

平成23年度からの戸別所得補償制度の本格実施にあたっては、米価が大幅に下落する事態を招かないよう、22年産米の適正な需給・価格環境を整備すること。

2 政府による過剰米緊急対策の早期決定と市場アナウンスの実施

需給状況を改善するため、現下の過剰米を主食用市場から隔離することを柱とする政府による緊急的な需給調整対策を早期に決定し、市場へアナウンスすること。

3 政府棚上げ備蓄の前倒し実施

政府棚上げ備蓄(主食用米の買入および非主食用処理)は、現下の需給ギャップ数量を踏まえ、22年産米から前倒しし、早期に実施すること。

4 計画生産の徹底と出口対策を含めた整合性のある政策体系の確立

水田を最大限に活用し、わが国の主食である米の安定供給と、飼料用米等の振興により、食料増産と自給率向上を図るため、主食用米については需要に即した計画生産の推進や、政府が定める生産数量目標を適切に管理するための出口対策等、整合性のとれた政策体系を確立すること。

5 中山間地域等における稲作の担い手に対する生産コストの補てん支援

全国一律的な戸別所得補償制度では生産コストを補い切れない地域における稲作担い手農家に対して、営農継続意欲につながる実効ある支援措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月5日

島根県議会

公共事業予算の確保を求める意見書

平成22年度予算においては、公共事業関係予算は対前年度比18.3%の大幅な削減がなされた。なかでも農業農村整備事業をはじめとする農林水産公共予算については、農山漁村地域整備交付金が措置されたものの、対前年度比34.1%削減となっている。

さらに、先般の平成23年度予算概算要求では、国土交通省、農林水産省とも、このように大幅に削減された平成22年度と概ね同水準となっている。しかもこの要求額は「元気な日本復活特別枠」を含めたものであり、この「特別枠」が措置されなければ大幅な減額となる。

このような状況は、社会資本の整備が遅れている地方にとっては、とても容認できるものではない。

また、一括交付金の対象と考えられる「地域再生基盤強化交付金(内閣府)」（平成22年度予算額 1,034億円）については、平成23年度概算要求において廃止され、それに対する特段の代替措置は講じられていない。

島根県では、この「地域再生基盤強化交付金(内閣府)」を活用して地域再生に資する道路・下水道・港を、それぞれ一体的・効率的に整備してきており、この廃止は、中山間地域等条件不利地を多く抱え、社会資本整備の立ち遅れた島根県においては、継続事業の中止をはじめとして、非常に大きな影響が生ずるものと懸念しているところである。

については、平成23年度以降の予算について次のとおり強く要望する。

記

- 1 社会資本整備の立ち遅れた地方の実情を踏まえた、必要な公共事業予算を確保すること
- 2 地域再生基盤強化交付金の廃止に伴う代替措置を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月15日

島根県議会

尖閣諸島海域における中国漁船衝突事件等に関する意見書

去る9月7日午前、我が国の領海内である尖閣諸島の久場島沖において、違法操業をしていた中国漁船と海上保安本部の巡視船が衝突する事件が発生した。

この事件に関連して、中国政府は日本政府に謝罪や賠償を要求するなど、異例なまでの強硬な姿勢を示していることは極めて遺憾である。

尖閣諸島は、歴史的にも国際法的にも、我が国固有の領土であり、同諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在しない。

一方、衝突事件に対する一連の政府の対応は、極めて消極的なものと言わざるをえず、中国以外の諸外国にも多大なる悪影響を及ぼす行為であり、到底納得できるものではない。

また、8月10日、日韓併合100年の折りの菅首相談話において、日韓併合条約及び韓国統治に関し、歴代政権において引き継がれた日本の立場を逸脱した「反省とおわび」が、国民的な合意なく述べられたことは、極めて遺憾である。

こうした政府の対応は、これまで半世紀以上にもわたって、韓国に我が国固有の領土である竹島を不法に占拠されている本県においては、大変憂慮すべきことと言わざるを得ない。

よって、政府においては、中国政府を始めとした諸外国に尖閣諸島は我が国固有の領土であることを改めて示すとともに、竹島問題を早期に解決するため、韓国に対して毅然とした対応がなされることを改めて強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月15日

島根県議会

地方財政の充実・強化を求める意見書

世界同時不況に端を発した景気の後退は、地方にも大きな影響を与えており、農林水産業や商工業の振興により地域経済を活性化し、雇用の確保を図ることが急務となっています。

また、地方における少子・高齢化が急速に進む中で、安全・安心な暮らしのための医療・福祉施策の充実や、若い世代を育むための子育て・教育環境の整備など、地域の実情に即した施策展開が求められています。

こうした状況の中、最前線で国民生活を支える地方自治体の役割が果たす役割はますます重要になってきておりますが、地方財政は非常に厳しい状況におかれています。

2010年度予算において地方交付税が前年度比1.1兆円増加されたものの、地方財政は、なお極めて厳しい状況にあり、来年度予算においても大胆な予算措置が必要です。

このため、2011年度の地方財政予算全体の安定確保にむけて、政府に次の通り対策を求めます。

記

1. 医療、福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策、中山間地域対策、過疎対策、遅れている地方部の社会資本の整備など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2011年度地方財政計画・地方交付税総額を確保すること。
2. 地方財源の充実・強化をはかるため、国から地方への税源移譲や地方消費税を含む地方税の充実、格差是正のための地方交付税確保、国の直轄事業負担金の見直しなどを行う際には、地方間の税源偏在の問題や社会資本整備が遅れた地方における整備の必要性などを踏まえること。
3. 2010年度予算において創設された「地域活性化・雇用等臨時特例費」などに相当する額を恒久的に地方財政計画・地方交付税措置に取り入れ、自治体の中長期的に持続可能な財政運営を行えるような制度を確立すること。

4. 景気対策において、公共事業は即効性も高く、併せて遅れている社会資本整備の促進もされることから、地域における公共投資が円滑に実施できるようにするため、地方の負担の軽減を図るよう、(臨時交付金の交付など)十分な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年 10月 15日

島 根 県 議 会